

岩国地域における公共施設アクションプログラム

岩国エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 岩国地域岩国エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
岩国	64	5,081	10,423人	1,339人 (12.9%)	5,485人 (52.6%)	3,599人 (34.5%)

(2) 施設の設置状況

岩国地域岩国エリアの公共施設は、52施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	住民ホール	岩国	川西住民ホール	—	RC	1984	581.40	○	土	継続	維持(修繕)検討	28
2	市民文化系施設	学習等供用会館	岩国	岩国供用会館	—	RC	1992	318.60	○	洪水	継続	譲渡,協議	31
3	市民文化系施設	学習等供用会館	岩国	錦見供用会館	—	RC	1986	359.97	○	洪水	継続	譲渡,協議	31
4	市民文化系施設	学習等供用会館	岩国	川西供用会館	—	RC	1976	348.21	×	土砂	移転	廃止,協議	34
5	市民文化系施設	その他市民文化系施設	岩国	サンライフ岩国	—	RC	1982	1,380.13	○	洪	検討	維持(修繕)	58
6	市民文化系施設	その他市民文化系施設	岩国	岩国市水西書院	—	W	1886	687.31	旧	土・洪・高	継続	維持(補修)	59
7	市民文化系施設	その他市民文化系施設	岩国	吉香茶室	—	W	不明	358.82	○	洪	継続	維持(補修)	59
8	市民文化系施設	その他市民文化系施設	岩国	いわくに市民活動支援センター	○	中央公民館併設			旧	洪	継続	建替	60
9	市民文化系施設	その他市民文化系施設	岩国	ふれあい交流館西岩国 (付属する事務所倉庫含む)	—	W	1929	278.35	旧	洪・高	継続	維持(補修)	60
10	社会教育系施設	公民館	岩国	中央公民館	○	RC	1972	2,496.63	×	洪	継続	建替	67
11	社会教育系施設	図書館	岩国	岩国図書館(分館)	○	RC	1973	611.49	×	洪水	継続	建替	74
12	社会教育系施設	博物館・郷土資料館	岩国	岩国徴古館	—	W	1945	995.59	×	洪	継続	維持(補修)	78
13	社会教育系施設	博物館・郷土資料館	岩国	岩国学校教育資料館	—	W	1870	353.76	旧	洪	継続	維持(補修)	78
14	社会教育系施設	その他社会教育系施設	岩国	岩国市中央公民館陶芸窯場	—	S	2006	40.52	○	洪	継続	検討	82
15	スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	岩国	練武場	—	W	1927	338.93	旧	洪	継続	維持(補修)	91
16	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	岩国	横山河川敷便所(横山河川敷広場)	—	S	2011	19.35	○	洪	継続	維持(修繕)	92

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
17	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	岩国	錦見七丁目公衆便所(錦見河川敷運動広場)	—	LGS	2017	26.40	○	洪水	継続	維持(修繕)	93
18	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	宇野千代生家	—	W	1868	178.46	旧	土・洪	継続	維持(補修)	108
19	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	岩国市観光物産交流センター	—	RC	1987	464.27	○	洪	継続	検討	108
20	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	岩国城ロープウエー	—	RC	1963	906.74	×	土・洪	継続	維持(改修)	108
21	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	岩国城	—	RC	1962	848.35	×	—	継続	維持(改修)	108
22	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	錦帯橋(料金所)	—	W	2004	13.34	○	洪	継続	維持(改修)	109
23	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	吉香 鶴の里	—	W	2017	252.16	○	洪	継続	維持(長寿)	109
24	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	岩国	岩国市観光交流所「國安家住宅」	—	W	1850	584.16	旧	洪	継続	維持(補修)	109
25	学校教育系施設	小学校	岩国	岩国小学校	○	RC	1969	8,147.79	○	—	継続	検討	153
26	学校教育系施設	中学校	岩国	岩国中学校	—	RC	1961	7,820.23	○	土	継続	検討	171
27	学校教育系施設	その他教育系施設	岩国	教育センター	—	S	2002	594.96	○	洪	継続	維持(長寿)	183
28	保健・福祉施設	介護福祉施設	岩国	岩国市デイサービスセンターにしみ苑	—	RC	1990	593.54	○	洪	継続	譲渡,協議	190
29	保健・福祉施設	障害者福祉施設	岩国	岩国市障害者サービスセンター	—	RC	1996	1,307.44	○	土・洪	継続	譲渡,協議	195
30	子育て支援施設	放課後児童教室	岩国	岩国放課後児童教室	—	S	2011	213.64	○	洪	継続	維持(長寿)	225
31	子育て支援施設	放課後児童教室	岩国	岩国第二放課後児童教室	○	岩国小学校併設			○	洪	継続	維持(長寿)	225
32	行政系施設	出張所等	岩国	岩国出張所	○	RC	1973	74.54	×	洪	継続	建替	249
33	行政系施設	水防倉庫	岩国	錦見第1水防倉庫	—	W	1986	81.15	○	洪	継続	維持(修繕)	258
34	行政系施設	水防倉庫	岩国	錦見第2水防倉庫	—	W	1987	81.16	○	洪	継続	維持(修繕)	258
35	行政系施設	水防倉庫	岩国	千石原水防倉庫	—	W	1981	79.50	○	土・洪	継続	維持(修繕)	258
36	行政系施設	消防団車庫等	岩国	岩国分団第1部消防車庫	—	W	1969	73.76	旧	洪	継続	維持(修繕),検討	258
37	行政系施設	消防団車庫等	岩国	岩国分団第2部消防車庫	—	W	2003	62.94	○	洪	継続	維持(修繕),検討	258
38	行政系施設	消防団車庫等	岩国	岩国分団第3部消防車庫	—	W	1970	63.75	旧	洪	継続	維持(修繕),検討	258
39	行政系施設	消防団車庫等	岩国	岩国分団第4部消防車庫	—	S	1975	114.90	旧	洪	継続	維持(修繕),検討	258
40	行政系施設	消防団車庫等	岩国	岩国分団第5部消防車庫	—	W	2000	68.36	○	洪	継続	維持(修繕),検討	258
41	行政系施設	その他行政系施設	岩国	川西不燃物処理場	—	RC	1985	65.00	○	土	継続	維持(修繕)	272
42	公営住宅	公営住宅	岩国	川西団地	—	CB	1961	306.40	旧	土	移転	廃止,検討	288
43	その他	普通財産集会所	岩国	曙東地区集会所	—	W	不明	77.26	旧	洪	除却済	除却済	328
44	その他	普通財産集会所	岩国	山田自治会集会所	—	RC	1974	126.36	旧	土	移転	廃止,協議	328
45	その他	普通財産集会所	岩国	横山地区集会所	—	W	不明	383.34	旧	洪	継続	検討	329
46	その他	公衆便所	岩国	錦帯橋側公衆トイレ	—	RC	1996	74.37	○	—	継続	維持(修繕)	354
47	その他	その他文化系施設	岩国	岩国シロヘビの館	—	W	2016	245.49	○	洪	継続	維持(長寿)	360
48	その他	歴史的建造物	岩国	香川家長屋門	—	W	不明	113.34	旧	洪	継続	維持(補修)	365
49	その他	歴史的建造物	岩国	旧目加田家住宅	—	W	不明	188.28	旧	洪	継続	維持(補修)	365
50	その他	歴史的建造物	岩国	旧吉川家岩国事務所	—	W	1931	449.97	旧	洪	継続	維持(補修)	365
51	その他	墓地	岩国	錦見琥珀無縁墓地納骨堂	—	RC	1964	7.29	旧	土	継続	維持(修繕)	371
52	その他	斎場	岩国	岩国斎場	—	RC	1982	1,375.59	○	—	継続	維持(長寿)	373

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように活動エリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
岩国地区	岩国供用会館	24	1,019世帯	2,166人
錦見地区	錦見供用会館	29	2,843世帯	5,831人
横山地区	横山地区集会所	5	539世帯	1,070人
川西地区	川西供用会館	6	680世帯	1,356人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、住民ホールが1.川西住民ホールの1施設、供用会館が2.岩国供用会館、3.錦見供用会館、4.川西供用会館の3施設、普通財産集会所が43.曙東地区集会所、44.山田自治会集会所、45.横山地区集会所の3施設、合わせて7施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 川西住民ホール

耐震基準を満たしていることから、当面維持するものの、岩国市総合体育館や平田住民ホール、愛宕コンプレックスなどの配置や学校体育館の地域開放の状況を踏まえ、施設の利用実態を精査した上で、施設の在り方について検討する。

2. 岩国供用会館、3. 錦見供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

4. 川西供用会館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいるため、廃止又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

43. 曙東地区集会所

建築年度が不明で、現地調査の結果、老朽化が激しく、安全性が危惧されることから廃止について地域自治会と協議する。

44. 山田自治会集会所

公共事業を実施するための条件整備として建築した施設であるものの、旧耐震基準の施設で老朽化が進んでいる。施設は地域自治会に無償貸付けし、管理運営費を含めて自治会が管理運営している実態を考慮し、施設の在り方について廃止を含めて地域自治会と協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、譲受けの意向がある場合は、施設の修繕の在り方を含めて地域自治会と協議する。

45. 横山地区集会所

建築年度が不明で、現地調査の結果、老朽化が激しく、安全性が危惧されるものの、錦帯橋周辺の歴史ある建物であることから施設の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

2. 岩国供用会館、3. 錦見供用会館、4. 川西供用会館

岩国供用会館は、岩国地区の地域づくり拠点施設とします。1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。高齢者の体操やカラオケなどに使用され、諸室の稼働率は4.9%～28.8%で、年間6,800人が利用しています。管理運営は市が直営で行っています。

錦見供用会館は、錦見地区の地域づくり拠点施設とします。1986年に新耐震基準で建設し、建築から37年経過しています。フォークダンスや卓球などに使用され、諸室の稼働率は2.4%～16%で、年間約3,400人が利用しています。管理運営は指定管理者が行っていますが、光熱水費等は市が支出しています。

川西供用会館は、川西地区の地域づくり拠点施設とします。1976年に旧耐震基準で建設し、建築から47年経過しています。カラオケや体操などに使用され、諸室の稼働率は2.1%～11.8%で、年間約3,700人が利用しています。管理運営は指定管理者が行い、光熱水費等は市が支出しています。

いずれの施設も地域づくり拠点施設に位置づけることから、岩国供用会館と錦見供用会館は、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。川西供用会館は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、地域づくり拠点施設の在り方を含めて検討・協議をします。

管理運営は、岩国供用会館は市が直営（業務委託）で行っており、錦見供用会館と川西供用会館は指定管理者が行っています（市は光熱水費などを支出）が、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

1. 川西住民ホール

1984年に新耐震基準で建設し、建築から39年経過しています。主に、バドミントンやフリーテニスなど地域住民のスポーツ活動で使用されており、ホールの稼働率は48.5%で、年間約13,000人が利用しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、周辺のスポーツ施設の配置や学校体育館の地域開放の状況を踏まえ、令和7年度までに施設の在り方について検討します。

44. 山田自治会集会所

公共事業の実施に伴う地元要望に応え設置した施設で、1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過しています。

地域に無償で貸し付け、費用負担を含め地元が管理運営していますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

45. 横山地区集会所

1969年に旧岩国高等学校として建設された建物を山口県から寄附を受けたもので、建築時期は不明です。地域に無償で貸し付け、一部費用負担を含め地元自治会が管理運営しています。

実態調査の結果、老朽化が顕著となっていますが、錦帯橋周辺の歴史ある建物であることなどから、必要な改修を行い継続使用します。

横山地区の地域づくり拠点施設としていることから、令和7年度までに拠点施設の在り方について協議します。

43. 曙東地区集会所

令和4年度に除却しています。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、5. サンライフ岩国、6. 岩国市水西書院、7. 吉香茶室、8. いわくに市民活動支援センター、9. ふれあい交流館西岩国（附属する事務所倉庫含む）の5施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

5. サンライフ岩国

周辺に、中央公民館や川西住民ホール、学校施設の地域開放などスポーツや生涯学習の活動の場の類似の機能をもつ公共施設を設置していることから、他の施設への機能移転や、他の施設からの機能移転などを含め検討する。

建物は、耐震基準を満たしており、改修工事を実施していることから、施設の必要な修繕等を行って継続利用する。

6. 岩国市水西書院

国の登録有形文化財となっていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図る。市民の活動の場としてさらに有効活用を検討する。

7. 吉香茶室

茶会や茶道の講習、その他文化的行事の場として、機能を継続する。

耐震改修工事を行っており、明治期の文化的価値のある建物であることから、必要な補修等を行い保存・活用を図る。

8. いわくに市民活動支援センター

併設している中央公民館が、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、中央公民館の建て替えと併せて、建て替えを進める。

9. ふれあい交流館西岩国（付属する事務所倉庫含む）

交流館は、国の登録有形文化財となっていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図る。

事務所倉庫は、交流館と一体的な運用を図っていることから同様とする。

ウ アクシヨンプログラム

5. サンライフ岩国

2003年に国の機関から寄附された施設で、1982年に新耐震基準で建設され、建築から41年経過し、2013年に屋根防水工事などの改修を実施しています。体育館、多目的室、大会議室、小会議室、職業講習室、和室2部屋で構成し、年間利用件数は、体育館で約1,700件、多目的室で約1,500件、諸室の平均稼働率は9.8%~38.2%で主にスポーツ活動や文化活動に使用されています。

当面、必要な修繕等を行って継続利用しますが、老朽化が進んでいることから令和7年度までに周辺の類似の機能をもつ公共施設への機能移転や、他の施設からの機能移転などを含めて施設の在り方について検討します。

6. 岩国市水西書院

旧岩国藩主吉川家の新邸が完成するまでの間利用されていた仮住居で、明治期に建設された施設です。国の有形文化財として登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図ります。

7. 吉香茶室

茶室と倉庫で構成し、茶室は、旧岩国藩主吉川家が横山に本邸を建築した際に、東京から移築したもので、1974年に増築し、2019年に耐震改修を含む大規模改修を行っており、明治期の文化的価値のある建物であることから、必要な補修等を行い保存・活用を図ります。倉庫は、2019年に新耐震基準で建設し、建築から4年経過しており、必要な修繕等を行い継続利用します。

8. いわくに市民活動支援センター

現在、令和8年度の供用開始に向け建て替え工事を進めている中央公民館内に引き続き設置します。

9. ふれあい交流館西岩国（付属する事務所倉庫含む）

2004年に鉄道事業者から寄附を受けた建物で、交流館（駅舎としても使用）及び付属する事務所倉庫は1929年に建設され、建築から94年経過しています。

交流館の管理運営は、指定管理者が行い、事務所倉庫は、指定管理者に有償で貸し付けています。国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図ります。

(3) 公民館

公民館として、10. 中央公民館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況

の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

10. 中央公民館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、岩国図書館、岩国出張所、いわくに市民活動支援センター等と併せて、建て替えを進める。

ウ アクションプログラム

10. 中央公民館

中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていくことから機能を継続します。施設は、岩国出張所、岩国図書館、いわくに市民活動支援センターの複合施設として、令和8年度の供用開始に向けて建て替えを進めています。効果的、効率的な管理運営手法について令和7年度までに検討します。

(4) 図書館

図書館として、11. 岩国図書館（分館）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は75・76ページを参照）

【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した

管理運営の手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 岩国図書館（分館）

複合化している中央公民館の建て替えに併せ、地域課題解決の役割を果たす図書館として、適正な規模での建て替えを進める。

また、隣接する岩国小学校の図書室との連携も検討する。

ウ アクションプログラム

11. 岩国図書館（分館）

図書館は、資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続します。施設は、中央公民館、いわくに市民活動支援センター及び岩国出張所との複合施設として、令和8年度の供用開始に向け、建て替えを進めています。

管理運営について、中央公民館と一体的に検討します。

(5) 博物館・郷土資料館

博物館・郷土資料館として、12. 岩国徴古館、13. 岩国学校教育資料館の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は80ページを参照）

【機能】

岩国市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐために重要な役割を果たしていることから、基本的に継続します。

【建物】

国等の有形文化財に指定され、又は登録されている歴史的建造物は、法令等に基づき必要な補修を行って保存・活用します。

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示をしている歴史民俗資料館については、観覧者の利便性を考慮した施設配置の在り方、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討した上で、集約を図ります。

【管理運営】

これまでの保存・展示中心の機能に加え、体験・交流型の事業展開を図り、歴史資料等に触れる機会を提供して、利用者の増加を目指すことが求められているため、調査・研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にし、施設の管理運営の在り方について民間活力の活用を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

12. 岩国徴古館

国から有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修を行い、保存・活用を図る。

13. 岩国学校教育資料館

教育に関する資料の保存・展示のための機能は継続するものの、他の施設との一体的な展示活用方法について、機能の移転を含めて検討する。

県から有形文化財に指定されていることから、法令等に基づき必要な補修を行い、保存・活用を図る。

ウ アクションプログラム

12. 岩国徴古館

本館、第一収蔵庫、第二収蔵庫で構成し、いずれも国から有形文化財に登録されています。本館は、1945年に建設し、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、建築から78年が経過して老朽化が顕著となっています。その他の施設も、建築から75年以上が経過しています。

令和4年3月に策定した「岩国市博物館基本計画」に基づき、新博物館の再整備とあわせて必要な補修等を行い、保存・活用を図ります。

13. 岩国学校教育資料館

本館、倉庫2棟、便所で構成し、このうち本館は県から有形文化財に指定されています。本館は、1870年に建設し、耐震診断は未実施で、建築から150年以上が経過して老朽化が顕著となっています。倉庫2棟のうち1棟は建築年次が不明で、便所は1973年に旧耐震基準で建設し、いずれも老朽化が顕著となっています。倉庫の1棟は1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。

教育に関する資料の保存・展示に使用されていることから、本館は、法令等に基づき必要な補修等を行い、保存・活用を図ります。その他の施設は、必要な修繕等を行い継続使用します。

(6) その他社会教育系施設

その他社会教育系施設として、14. 岩国市中央公民館陶芸窯場を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

14. 岩国市中央公民館陶芸窯場

耐震基準を満たしており、陶芸活動に必要な設備であることから、当面は継続するものの、利用実態を踏まえ、今後の在り方について廃止を含めて検討する。

ウ アクションプログラム

14. 岩国市中央公民館陶芸窯場

2006年に新耐震基準で建設し、建築から17年経過しています。中央公民館の附帯施設であり、当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

(7) スポーツ施設

スポーツ施設として、15. 練武場、16. 横山河川敷便所（横山河川敷広場）、17. 錦見七丁目公衆便所（錦見河川敷運動広場）の3施設を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を2施設、多目的ホール機能を備えた施設を2施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※１）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※２）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※１ 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(9)小学校 (10)中学校を参照）

施設名	方向性
岩国小学校	維持（修繕）
岩国中学校	維持（修繕）、維持（長寿）

※２ 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設、(2)その他市民文化系施設、(3)公民館を参照）

施設名	方向性
川西住民ホール	検討
サンライフ岩国	検討
中央公民館	建替

イ 個別施設計画での方向性

15. 練武場

国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図る。

16. 横山河川敷便所（横山河川敷広場）、17. 錦見七丁目公衆便所（錦見河川敷運動広場）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクシヨンプログラム

15. 練武場

1927年に旧耐震基準で建設し、建築から96年経過しています。剣道や居合道の稽古に使用され年間200件の利用があります。国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図ります。

16. 横山河川敷便所（横山河川敷広場）、17. 錦見七丁目公衆便所（錦見河川敷運動広場）

グラウンドは市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附帯施設はいずれも新耐震基準で建設し6年～12年が経過しており、グラウンド利用者等の利便性の向上と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(8) 観光施設

観光施設として、18. 宇野千代生家、19. 岩国市観光物産交流センター、20. 岩国城ロープウエー、21. 岩国城、22. 錦帯橋（料金所）、23. 吉香 鶯の里、24. 岩国市観光交流所「國安家住宅」の7施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 110 ページを参照）

【機能】【建物】

いずれの施設も、岩国市の観光資源として重要な施設であり、計画的に改修を行い基本的に継続利用します。

このうち、宇野千代生家と岩国市観光交流所「國安家住宅」は国の有形文化財に登録されていること、また、岩国城は岩国市景観重要建造物に指定されていることから、関係法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、業務仕様書の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。その他の施設については、行政の役割を明確にした上で、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

18. 宇野千代生家

明治時代の建物で、建設後 150 年以上が経過している。岩国市を代表する作家である宇野千代の生家であり、国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保全・活用を図る。

19. 岩国市観光物産交流センター

耐震基準を満たしており、来岩者との交流を推進するとともに、観光及び地域の情報の発信や郷土の特産品等の展示及び販売する施設であることから、機能は継続する。ただし、特産品の販売や飲食提供は、民間の周辺施設との関係もあることから、管理運営手法を含め、今後の在り方について検討する。

20. 岩国城ロープウェー

旧耐震基準で建設されているものの、多くの観光客が訪れる観光施設であり、安全性を確保し、適切に維持するため計画的に整備を進める。

21. 岩国城

旧耐震基準で建設されているものの、多くの観光客が訪れる観光施設であり、本市の景観重要建造物に指定していることから、安全性を確保し、適切に維持するため計画的に整備を進める。

22. 錦帯橋（料金所）

耐震基準を満たしており、必要な改修等を行い継続利用する。

23. 吉香 鶯の里

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

24. 岩国市観光交流所「國安家住宅」

江戸時代の建物で、建設後約 170 年が経過している。国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図る。

ウ アクションプログラム

18. 宇野千代生家

明治時代に建設された施設で、建築から 100 年以上が経過しています。国の有形文化財に登録されていることから、法令等に基づき必要な補修を行い保存・活用を図ります。

19. 岩国市観光物産交流センター

1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。管理運営は指定管理者が行い、岩国市の特産品の販売や飲食提供などに使用されていますが、周辺に同様の民間施設が設置されていることから、令和7年度までに管理運営手法を含め施設の在り方について検討します。

20. 岩国城ロープウエー、21. 岩国城

岩国城ロープウエーは1963年に、岩国城は1962年に、いずれも旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ60年、61年経過しており、老朽化が顕著となっています。

岩国城は、平成29年に岩国市景観重要建造物に指定されており、指定管理者が岩国城ロープウエーと一括で管理運営を行っています。

多くの観光客が訪れる岩国市の観光拠点のひとつであることから、施設の安全性を確保し、適切に維持するため、岩国城ロープウエーは令和9年度、岩国城は令和12年度の改修工事の実施に向けて調整を進めます。

22. 錦帯橋（料金所）

2004年に新耐震基準で建設し、建築から19年経過しています。錦帯橋の入橋料徴収等のため、必要な修繕等を行い継続使用します。

23. 吉香 鵜の里

「錦帯橋のう飼い」で活躍する「鵜」を飼育する施設で、2017年に新耐震基準で建設し、建築から6年経過しています。今後も継続使用することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

24. 岩国市観光交流所「國安家住宅」

江戸後期頃の商家を改装した建物で、観光客や地域住民の利用を目的とした施設です。

平成12年に国の登録有形文化財に、平成29年に岩国市景観重要建造物にそれぞれ指定されていることから、法令等に基づき必要な補修を行い保存・活用を図ります。

(9) 小学校 (10) 中学校

小学校として25. 岩国小学校、中学校として26. 岩国中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165、177ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域住民の方々などから広く意見を聴きながら今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

25. 岩国小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

26. 岩国中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。

建築後 45 年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。

施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

25. 岩国小学校、26. 岩国中学校

岩国小学校の校舎は 1969 年～1973 年に、体育館は 1972 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2010 年に、体育館は 2018 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ 54 年～50 年経過して老朽化が顕著となっています。

岩国中学校の校舎のうち教室棟は 1961 年と 1966 年に、給食棟（現在未使用）は 1972 年に、体育館は 1978 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は 2013 年に、体育館は 2011 年に耐震改修を行い、耐震基準を満たしていますが、建築からそれぞれ 62 年～45 年経過して老朽化が顕著となっています。武道場は 1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過して老朽化が進んでいます。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、いずれも学校施設として継続することから、岩国中学校の武道場は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

岩国小学校の校舎・体育館と岩国中学校の校舎・体育館は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用について、セキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で、令和 7 年度までに検討します。

(11) その他教育系施設

その他教育系施設として、27. 教育センターを設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

27. 教育センター

教育関係職員の研修、不登校児童生徒対策に必要なことから継続する。

建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

27. 教育センター

2002 年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年経過しています。教育関係職員の研修、不登校児童生徒のため今後も必要なことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(12) 介護福祉施設

介護福祉施設として、28. 岩国市デイサービスセンターにしみ苑を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 191・192 ページを参照）

【機能】【建物】

要介護者の生活を支える上で必要な機能であるものの、平成 12 年の介護保険制度の創設により、民間事業者が介護事業収入と利用者負担金収入を得て自立した経営が可能なることから、行政の役割を明確にした上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

イ 個別施設計画での方向性

28. 岩国市デイサービスセンターにしみ苑

耐震基準を満たしており、1 階部分のデイサービス事業は、在宅における要介護者の生活を支援するため機能は継続するものの、介護保険事業者が介護事業収入などを得て自立した経営を行っていることから、2 階部分の地域の集会所について別途対応を検討した上で、現在の指定管理者と施設全体の譲渡について施設の改修等の在り方を含め協議する。

ウ アクションプログラム

28. 岩国市デイサービスセンターにしみ苑

1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年経過しています。管理運営は、指定管理者が行い、2 階部分の管理費用を除き民間事業者が費用負担を含めて自立した経営を行っていることから、2 階部分の地域の集会所について別途対応を検討し、令和 7 年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者と施設全体の譲渡について、施設改修等の在り方を含めて協議します。

(13) 障害者福祉施設

障害者福祉施設として、29. 岩国市障害者サービスセンターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 196 ページを参照）

【機能】【施設】

障害者総合支援法に基づく通所施設については、社会福祉法人などの民間事業者が別途同法に基づく事業者の認定を受け、自ら事業収入を確保して経営できることから、市の役割の明確化を図った上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

【管理運営】

施設の管理業務を指定管理者制度で運用し、施設内で実施している各種業務については別途業務委託契約を締結して実施しています。

今後も市が継続して運営する施設については、施設の管理運営と施設内で行う事業を、効果的かつ効率的に行う指定管理者制度導入の主旨に基づき、現行の手法について見直しを図ります。

イ 個別施設計画での方向性

29. 岩国市障害者サービスセンター

障害者の日中における居場所を確保するため、今後も機能は必要なものの、生活介護事業など給付費の支給対象となる事業を中心に使用されていることから、補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者への譲渡について施設の改修等の在り方を含め協議する。

給付の対象にならない事業を継続する場合には、別途、当該事業者への委託契約を締結し、一体的に運用することで効率化を図る。

ウ アクションプログラム

29. 岩国市障害者サービスセンター

1996年に新耐震基準で建設し、建築から27年経過しています。管理運営は指定管理者が行っており、給付費の対象事業は事業者自ら事業収入を確保して経営できること、市からの業務委託事業は必要に応じて継続することで安定した経営が可能なることから、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者への譲渡について、施設改修等の在り方を含め協議します。

(14) 放課後児童教室

放課後児童教室として、30. 岩国放課後児童教室、31. 岩国第二放課後児童教室の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 岩国放課後児童教室、31. 岩国第二放課後児童教室

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

学校併設部分については、学校の改修等にあわせ対応する。

ウ アクションプログラム

30. 岩国放課後児童教室、31. 岩国第二放課後児童教室

専用施設と岩国小学校の教室のほか、令和5年7月から民間の施設を借用（有償）して開室しています。このうち専用施設は、2012年に新耐震基準で建設し、建築から11年経過しています。子育て支援の一環として今後も必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

学校施設内に開設している児童教室は、岩国小学校の建て替えにあわせて対応します。

令和5年度から岩国放課後児童教室の管理運営は、民間事業者に委託しており、岩国放課後児童教室と岩国第二放課後児童教室は機能を統合し、岩国放課後児童教室（借用施設を含む。）として運営しています。

(15) 出張所

出張所等として、32. 岩国出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は251ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

イ 個別施設計画での方向性

32. 岩国出張所

中央公民館の建て替え整備に合わせ、地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続する。

ウ アクションプログラム

32. 岩国出張所

中央公民館、いわくに市民活動センター、岩国図書館との複合施設で、令和8年度の供用開始に向け建て替えを進めています。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(16) 水防倉庫

水防倉庫として、33. 錦見第1水防倉庫、34. 錦見第2水防倉庫、35. 千石原水防倉庫の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

33. 錦見第1水防倉庫、34. 錦見第2水防倉庫、35. 千石原水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

33. 錦見第1水防倉庫、34. 錦見第2水防倉庫、35. 千石原水防倉庫

いずれも新耐震基準で建設し、建築から36年～42年経過しています。水害による被害を防ぐ水防資器材を保管するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

(17) 消防団車庫等

消防団車庫等として、36. 岩国分団第1部消防車庫、37. 岩国分団第2部消防車庫、38. 岩国分団第3部消防車庫、39. 岩国分団第4部消防車庫、40. 岩国分団第5部消防車庫の5施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

36. 岩国分団第 1 部消防車庫、37. 岩国分団第 2 部消防車庫、38. 岩国分団第 3 部消防車庫、
39. 岩国分団第 4 部消防車庫、40. 岩国分団第 5 部消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

36. 岩国分団第 1 部消防車庫、37. 岩国分団第 2 部消防車庫、38. 岩国分団第 3 部消防車庫、
39. 岩国分団第 4 部消防車庫、40. 岩国分団第 5 部消防車庫

岩国分団第 2 部消防車庫と岩国分団第 5 部消防車庫は、新耐震基準で、他の施設は旧耐震基準で建設し、建築から 20 年～54 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、消防団施設の再配置計画を令和 8 年度までに策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(18) その他行政系施設

その他行政系施設として、41. 川西不燃物処理場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

41. 川西不燃物処理場

市内から発生した不燃ごみの埋め立て処分場等の施設であり、埋め立て業務は終了しても今後とも水質検査や浸出水の処理等の業務を継続する必要があることから、必要な修繕等を行い当面の間維持する。

ウ アクションプログラム

41. 川西不燃物処理場

不燃物処理場の水処理施設は、1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。現在は埋立てを終了し、水処理施設のみ稼働していることから、当面の間、必要な修繕等を行い継続使用します。

(19) 公営住宅

公営住宅として、42. 川西団地を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和３年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

42. 川西団地

旧耐震基準の建物もあり、老朽化が進んでいることから住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、建て替えを含め今後の在り方について検討を行いつつ、移転について協議し、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和５年３月策定。以下「長寿命化計画」という。）による岩国地域の令和４年現在の公営住宅の管理戸数は１,３１８戸で、将来（令和３２年）の必要戸数を７１５戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

42. 川西団地

１９６０年の建設で、建築から６３年経過し、管理戸数１０戸のうち３戸に入居しています。

旧耐震基準で建設し、簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(20) 公衆便所

公衆便所として、46. 錦帯橋側公衆トイレを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 356 ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

46. 錦帯橋側公衆トイレ

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

46. 錦帯橋側公衆トイレ

錦帯橋横山側で錦帯橋に最も近接した場所に 1996 年に新耐震基準で建設し、建築から 27 年経過しています。観光客の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(21) その他文化施設

その他文化施設として、47. 岩国シロヘビの館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 360 ページを参照）

【機能】

国の天然記念物「岩国のシロヘビ」の保護保存等のため継続します。

【施設】

耐震基準を満たしており、今後も継続することから、計画的な改修等を行います。

【管理運営】

施設の管理運営業務の民間活力の活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

47. 岩国シロヘビの館

耐震基準を満たしており、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

管理運営方法について、現在も民間委託で行っていることから、指定管理者制度など、施設の維持管理も含めた包括的な民間活力の活用について検討する。

ウ アクションプログラム

47. 岩国シロヘビの館

2016 年に新耐震基準で建設し、建築から 7 年経過しています。天然記念物である「岩国のシロヘビ」の保護保存等のため、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

管理運営は、市が直営（民間に業務委託）で行っていますが、さらに効果的・効率的に管理運営を行うための民間活力の活用について令和 7 年度までに検討します。

(22) 歴史的建造物

歴史的建造物として、48. 香川家長屋門、49. 旧目加田家住宅、50. 旧吉川家岩国事務所の 3 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 366 ページを参照）

【機能】【建物】

国又は県の有形文化財に指定されており、歴史的建造物として、法令等に基づき必要な補修を行い、保存します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

48. 香川家長屋門、49. 旧目加田家住宅、50. 旧吉川家岩国事務所

国又は県が指定する有形文化財であり、歴史的建造物として、法令等に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図る。

ウ アクションプログラム

48. 香川家長屋門、50. 旧吉川家岩国事務所

江戸時代又は昭和前期に建設された建物で、いずれも県が指定する有形文化財であることから、法令等に基づく必要な補修等を行い保存・活用を図ります。

49. 旧目加田家住宅

江戸時代に建設された建物で、国が指定する重要文化財です。令和5年度に旧目加田家住宅保存活用計画を策定し、当該計画に基づき必要な補修等を行い保存・活用を図ります。

(23) 墓地

墓地として、51. 錦見琥珀無縁墓地納骨堂を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

51. 錦見琥珀無縁墓地納骨堂

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著になっているものの、無縁墓地として必要なことから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

51. 錦見琥珀無縁墓地納骨堂

1964年に旧耐震基準で建設し、建築から59年経過しています。老朽化が顕著となっていますが、身寄りのない方の納骨堂として行政目的上必要なことから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(24) 斎場

斎場として、52. 岩国斎場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は374ページを参照）

【機能】【建物】

火葬業務については原則地方自治体の業務となっていることから、火葬場の機能は継続するものの、人口動向を踏まえ、岩国市斎場整備基本計画に基づき、岩国斎場、ゆうらく苑、玖珂斎場、錦斎場への集約化を進めます。

斎場（葬儀場）については、民間の葬儀場が参入していること、家族葬など多様な葬儀形態の状況を含め、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

利用者の利便性の確保、葬儀の多様化などに応え、効果的・効率的に運営するために民間活力を活用した運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

52. 岩国斎場

耐震基準を満たし、今後も継続使用することから、岩国市斎場整備基本計画に基づき、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

52. 岩国斎場

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年が経過し老朽化が進んでいます。岩国市斎場整備基本計画に基づき今後も使用することから、建物は保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。管理運営は当面現行どおりとし、今後、民間活力を活用した運営手法について検討します。

4. 岩国地域岩国エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(2施設)

ア 福祉系施設(2施設)

28. 岩国市デイサービスセンターにしみ苑、29. 岩国市障害者サービスセンター

【対応方針】

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
28. 29	適化法との関係整理 譲渡の方針に基づき、関係者と協議 協議結果に基づき対応									
協議先	岩国市社会福祉協議会									
担当部署	28. 高齢者支援課、29. 障害者支援課									

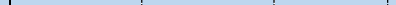
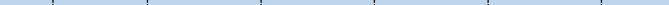
(2) 廃止について協議する施設(2施設)

ア 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設(1施設)

44. 山田自治会集会所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
44	 廃止について協議			 協議結果に基づく対応						
協議先	山田自治会									
担当部署	環境政策課									

イ 市営住宅(1施設)

42. 川西団地

【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
42	新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(34施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設(4施設)

2. 岩国供用会館、3. 錦見供用会館、26. 岩国中学校(武道場)、27. 教育センター

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和7年度までに検討します。

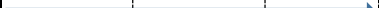
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2～27										
	保全計画の策定			計画に基づく対応						
2.3										
	管理運営手法の検討			検討結果に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設の維持管理・・・2.3.地域づくり推進課、26.教育政策課、27.青少年課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（3施設）

23. 吉香 鶉の里、47. 岩国シロヘビの館、52. 岩国斎場

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき、計画的な改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
23～52										
	保全計画の策定			計画に基づく対応						
47										
	管理運営手法の検討			検討結果に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設の維持管理・・・23. 観光振興課、47. 文化財課、52. 環境政策課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（16施設）

7. 吉香茶室（倉庫）、13. 岩国学校教育資料館（倉庫等）、14. 岩国市中央公民館陶芸窯場、16. 横山河川敷便所（横山河川敷広場）、17. 錦見七丁目公衆便所（錦見河川敷運動広場）、22. 錦帯橋（料金所）、25. 岩国小学校（校舎・体育館）、26. 岩国中学校（校舎・体育館）、30. 岩国放課後児童教室、33. 錦見第1水防倉庫、34. 錦見第2水防倉庫、35. 千石原水防倉庫、41. 川西不燃物処理場、45. 横山地区集会所、46. 錦帯橋側公衆トイレ、51. 錦見琥珀無縁墓地納骨堂

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

岩国小学校、岩国中学校は、適正規模での建て替えを検討します。放課後児童教室は、小学校の建て替えにあわせて対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7～51	→									
	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	13. 岩国徴古館、14. 中央公民館、7. 16. 17. 文化スポーツ課、22. 46. 錦帯橋課、25. 26. 教育政策課、30. 保育幼稚園課、33. 34. 35. 危機管理課、41. 環境施設課、45. 地域づくり推進課、51. 生活支援課									

エ 法令等に基づく補修を行い保存・活用する施設（11施設）

6. 岩国市水西書院、7. 吉香茶室、9. ふれあい交流館西岩国（付属する事務所倉庫含む）、

12. 岩国徴古館、13. 岩国学校教育資料館（本館）、15. 練武場、18. 宇野千代生家、
24. 岩国市観光交流所「國安家住宅」、48. 香川家長屋門、49. 旧目加田家住宅、
50. 旧吉川家岩国事務所

【対応方針】

国又は県指定の有形文化財であり、法令等に基づく補修等を行い保存・活用を図ります。

重要文化財に指定されている旧目加田家住宅については、既に策定している文化財保存活用計画に基づき計画的な補修を行い、保存活用を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
6～50	必要な補修等を行い、保存・活用									
担当部署	6. 総務課、7. 15. 文化スポーツ課、9. 地域づくり推進課、12. 13. 50. 岩国徴古館、 18. 24. 観光振興課、48. 49. 文化財課									

(4) 建て替え等を行う施設（4施設）

8. いわくに市民活動支援センター、10. 中央公民館、11. 岩国図書館（分館）、32. 岩国出張所

【対応方針】

令和8年度の供用開始に向け、中央公民館（いわくに市民活動支援センター）、岩国図書館、岩国出張所の複合施設の建て替えを進めます。

中央公民館、岩国図書館については、効果的・効率的に管理運営するため、地域力を活用した管理運営手法を令和7年度までに検討します。

出張所については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討にあわせ、業務内容、管理運営体制について令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8～32	建て替えの設計・工事等									
10. 11. 32	管理運営手法等の検討									
事業の開始										
担当部署	8. 32. 地域づくり推進課、10. 中央公民館、11. 中央図書館									

(5) 今後検討が必要な施設(13施設)

ア 地域づくり拠点施設としての在り方検討（2施設）

4. 川西供用会館、45. 横山地区集会所

【対応方針】

川西供用会館は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著であること、横山地区集会所は、建築年次が不明で老朽化が顕著であることから、地域づくり拠点施設としての在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4. 45	地域づくり拠点として検討・協議									
検討・協議結果に基づき対応										
協議先	4. 川西地区自治会連合会、45. 横山地区自治会連合会									
担当部署	地域づくり推進課									

イ 消防団施設（５施設）

36. 岩国分団第１部消防車庫、37. 岩国分団第２部消防車庫、38. 岩国分団第３部消防車庫、
39. 岩国分団第４部消防車庫、40. 岩国分団第５部消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和７年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和８年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
36～40	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置 計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	岩国分団第1部、岩国分団第2部、岩国分団第3部、岩国分団第4部、岩国分団第5部									
担当部署	危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（３施設）

12. 岩国徴古館（再掲）

【対応方針】

令和４年３月に策定した「岩国市博物館基本計画」に基づき、新博物館の再整備とあわせて保存活用を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
12	計画（新博物館の再整備）に基づく対応									
協議先	岩国市博物館整備検討委員会									
担当部署	岩国徴古館									

20. 岩国城ロープウエー、21. 岩国城

【対応方針】

岩国市の観光拠点のひとつとして計画的に改修し、継続利用します。なお、今後も適切に維持管理していくため、岩国城ロープウエーは令和９年度、岩国城は令和１２年度の改修工事の実施に向けて調整を進めます。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20.	改修工事の実施に向けた調整									
21.	改修工事の実施に向けた調整									
協議先	指定管理者等関係団体									
担当部署	観光振興課									

エ 施設の在り方検討（３施設）

1. 川西住民ホール、5. サンライフ岩国、19. 岩国市観光物産交流センター

【対応方針】

周辺の公共施設や民間施設等の配置状況・利用状況などを精査し、令和７年度までに今後の施設の方向性を検討します。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～19										
協議先	1. 川西地区自治会連合会、5. 19. 指定管理者									
担当部署	1. 地域づくり推進課、5. 19. 観光振興課									

5. 再編・再配置の検証

サンライフ岩国は老朽化が進んでいることから、周辺の類似施設へ機能移転するか、他の施設からの機能の受入れを行うか検証し、その結果を受けて対応を検討することになっています。

周辺の類似施設への機能移転について検証します。

(1) 検証対象施設

サンライフ岩国

ア 施設の利用状況（R4）

内容	使用している部屋	開催数 月平均	1回あたりの 利用者数	機能を移転する場合 の使用想定の部屋
バドミントン	体育館	65 件	6.3 人	川西住民ホール 岩国小学校体育館
バスケットボール		56 件	4.2 人	
ソフトバレー		12 件	8.7 人	
その他(ミニテニス、エスキーツ、バウンドテニス、バレーボール、新体操、空手、剣道、ハンドボール)		1～5件	2～7人	
卓球	多目的室	83 件	4.9 人	川西住民ホール 岩国小学校体育館
クラシックバレエ		11 件	4.1 人	
社交ダンス		11 件	2.0 人	
筋力トレーニング		8件	11.3 人	
ヨガ		8件	16.2 人	
3B 体操		3件	7.6 人	
その他		1～2件	23.3 人	
太極拳講座	大会議室	20 件	9.0 人	中央公民館ほか
ピラティス講座			15.0 人	
ウェービング講座			7.0 人	
その他			10.0 人	
絵手紙教室	小会議室	11 件	6.0 人	中央公民館ほか
Instagram講座			9.0 人	
その他			10.0 人	
スマートフォン教室	職業講習室	10 件	2.3 人	中央公民館ほか
親子陶芸講座			31.0 人	
クリスマスリース作り講座			9.0 人	
その他			10.0 人	
茶道ほか	和室1	5件	11.2 人	吉香茶室、水西書院ほか
茶道ほか	和室2	5件	11.7 人	

イ 諸室の利用状況（R4）

部屋の名称	部屋面積・定員	年間利用回数	利用者数	特記事項
体育館	455 m ²	1,629 回	9,104 人	—
多目的室	128 m ²	1,462 回	8,659 人	—
大会議室	91 m ² ・72 人	234 回	5,297 人	—
小会議室	46 m ² ・20 人	124 回	1,503 人	—
職業講習室	42 m ² ・32 人	105 回	1,227 人	—
和室1	15 帖・15～18 人	60 回	676 人	—
和室2	15 帖・15～18 人	66 回	778 人	—

(2) 移転先施設の諸室の利用状況と受入れの可能性（稼働率は、令和4年度実績）

供用会館

（岩国供用会館）

部屋の名称	部屋面積	利用回数 ・稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
和室	35 m ²	351 件 32.6%	○	—
学習室	47 m ²	0.0%	○	—
集会室	115 m ²	653 件 60.6%	○	—

（錦見供用会館）

部屋の名称	部屋面積	利用回数 ・稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
和室	29 m ²	151 件 14.9%	○	—
学習室	59 m ²	282 件 26.2%	○	—
集会室	118 m ²	344 件 31.9%	○	—

（川西供用会館）

部屋の名称	部屋面積	利用回数 ・稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
和室	29 m ²	183 件 17.0%	○	—
学習室	68 m ²	35 件 3.2%	○	—
集会室	122 m ²	179 件 16.6%	○	—

なお、いずれの施設も、受入れに当たっては、団体間調整が必要となります。

市民文化系施設

（吉香茶室）

部屋の名称	部屋面積	利用人数	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
新茶室	233 m ²	4,209 人	△	茶道の使用に限定すれば、移転は可能(既に相互に機能を補完しあっている。)
旧茶室	74 m ²	18 人		

(水西書院)

部屋の名称	部屋面積	利用人数 稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
2F 大広間 1F 大広間	157 m ² 157 m ²	194 人 1.8%	○	—

スポーツ機能を有する施設

(川西住民ホール)

部屋の名称	部屋面積	稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
住民ホール	581 m ²	76.6%	△	稼働率が高く、一日中使用する日も多いため、受入れに当たっては、団体間調整が必要となる。

(総合体育館)

部屋の名称	部屋面積	稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
アリーナ	2,306 m ²	71.0%	△	運動施設としては、住民ホールよりも広い面積を有していることから、機能面では問題がない。しかし、基幹体育館であることから、大会等により利用が制限されることが想定される。
武道場	1,260 m ²	76.0%		

(平田住民ホール)

部屋の名称	部屋面積	稼働率	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
住民ホール	618 m ²	80.8%	△	稼働率が高く、一日中使用する日も多いため、受入れに当たっては、団体間調整が必要となる。

学校開放事業

(岩国小学校)

部屋の名称	部屋面積	利用状況	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1033 m ²	6団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要

(岩国中学校)

部屋の名称	部屋面積	利用状況	サンライフ岩国の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
体育館	1080 m ²	9団体／週	△	既利用団体との団体間調整と学校との利用調整が必要
武道場	350 m ²	2団体／週	△	

(3) サンライフ岩国の移転又は受入れの可能性についての検証結果

サンライフ岩国は、新耐震基準で建設されているものの、建築から 41 年が経過し、老朽化が進んでいます。

施設は、屋内スポーツを中心に使用されている体育館 (455 m²)、多目的室 (128 m²)、大会議室 (91 m²) のほか、絵手紙や陶芸などの文化講座に使用されている小会議室 (46 m²)、職業講習室 (42 m²)、和室 2 部屋 (1 部屋 15 帖) によって構成されており、このうち体育館は、バドミントンやバスケットボールを中心に、多目的室は卓球を中心に利用が多く、利用者のほとんどが運動施設使用者となっています。

同エリア内には、運動施設としての機能を有する施設として、練武場（325 ㎡）、川西住民ホール（581 ㎡）、岩国小学校・中学校（学校開放事業）があります。また、文化活動を行う施設としては、供用会館や現在建設中の中央公民館、水西書院、吉香茶室があります。

このように、岩国エリアには類似の機能を有する施設が複数あることから、サンライフ岩国を基に、相互に受入れが可能か、複数の機能をひとつに統合することが可能か検証します。

○文化活動を行う施設としての機能について

サンライフ岩国で行われている文化活動は、絵手紙教室などのほか、陶芸教室や茶道教室など特別な機能を有する活動も行われており、おおむね参加者は 10 人程度と見込まれます。

これらの講座のうち、特別な設備を必要としないものについては、供用会館や今後整備される中央公民館といった施設でも開催は可能と見込まれ、また、中央公民館には陶芸窯が設置されていることや水西書院や吉香茶室では既に相互に機能を補完しあっていることから、文化活動としての機能は、同一エリアの他の施設への移転が充分可能と考えられます。

なお、供用会館によっては、サンライフ岩国と比較して駐車スペースのない施設が見受けられることから、機能の移転において駐車場の確保が課題となる場合があります。

○運動施設としての機能について

サンライフ岩国では、多様なスポーツ・武道が、体育館（455 ㎡）と多目的室（128 ㎡）、大会議室（91 ㎡）で行われていますが、多目的室や大会議室で行われているもののうち、特別な設備を有しないものについては、練武場（325 ㎡）への機能の移転が可能と見込まれます。

また、使用面積や稼働率の面のみから考えれば、多目的室で行われる卓球についても、卓球台の収納箇所を確保することができれば、供用会館の集会室でも対応が可能と見込まれます。

体育館で行われるバドミントン、バスケットボール、ソフトバレーは、特別な設備と設備の収納場所を確保することが必要であり、周辺施設においては、川西住民ホール（581 ㎡）と岩国小学校・岩国中学校の体育館等（学校開放事業）が候補となりますが、学校開放事業は、既に利用調整が行われており、住民ホールは、稼働率が比較的高いことから、機能の移転に当たっては、学校や現在の利用団体との調整が必要になると考えられます。

周辺エリアで検討すると、岩国市総合体育館、平田住民ホール（平田エリア）も、同様の機能を有していることから、これら他のエリアの公共施設との調整が可能であれば、機能の移転も可能と見込まれます。

以上の設置状況を踏まえ、サンライフ岩国の施設の在り方について検討します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

福祉系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

福祉系施設

福祉施設については、これまで民間事業者が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、さらに、民間の持つノウハウを活用し、自立した経営を行うとともに、時代の要請や市民のニーズに柔軟に対応し、当該施設の機能を最大限に発揮させ、市民サービスの向上を図ることができるよう、民間事業者や地元団体等へ無償譲渡することとしています。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続するとともに、サービスの維持向上に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認めた修繕を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備などは行いません。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に改定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに

別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

岩国地域、岩国エリアの公共施設（集会系施設を除く。）では、サンライフ岩国、岩国市障害者サービスセンター、岩国デイサービスセンターにしみ苑、宇野千代生家、岩国市観光物産交流センター、岩国城・岩国城索道、岩国市観光交流所「國安家住宅」、ふれあい交流館西岩国及び公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

